

「石油コンビナート等防災施設の耐災害性の確保のための経年劣化に伴う点検基準等のあり方に関する検討会（第1回）」 議事概要

1 開催日時等

平成25年8月9日（金） 14時00分から16時00分
中央合同庁舎7号館西館13階1320共用会議室

2 出席者

亀井委員（座長）、大谷委員（座長代理）、岩岡委員、緒方委員、貝吹委員、次郎丸委員、田代委員、西委員、宮代委員、八木委員、吉田委員
山下氏（石井委員代理）、松尾氏（伊藤委員代理）、原氏（古河委員代理）、甲斐氏（高橋委員代理）

3 議事概要

- 互選により亀井委員が座長に選任された。また、座長の指名により大谷委員が座長代理に指名された。
- この検討会の中で、経年劣化の部分を炙り出す必要があると思う。経年劣化と被害の因果関係を示すようなデータはないのか。
 - 経年劣化等の影響で同程度の外力であっても損傷する可能性はあるので、経年劣化等の観点は機能維持のポイントとなると思われる。また、被害を少なくするため点検をすることによって維持していくことができればという考え。
- 消火用屋外給水施設の配管の外部の腐食については目視で確認できるが、内部の腐食に対する点検は非常に難しい。また、点検時の空気の流入によって腐食が進むこともあるため、点検自体に難しさがある。
- 防油堤及び流出油等防止堤は、特防施設の安全を二重・三重に確保する上で重要であるが、ややもすると、忘れがちな部分でもある。
- 消防法での防油堤と石災法での流出油等防止堤、タンク等の消防法に係る防火設備と石災法での消火用屋外給水施設というふうに基準において共通しているものと共通していないものがある。このような基準を摺り合わせて点検マニュアル等を作成していくのか、全く別のものとして考えていくのか。
 - 特段の必要性が無いのであればマニュアル等を共通させることはないのではないかと。設備に問題があれば手当てをしていくということが、現状として求められていることではないか。
- 消火用屋外給水施設の配管は、地上配管であれば、外観の目視検査や肉厚検査の実施で腐食の可能性が分かるが、埋設配管はそれが分からないため、一番の懸念事項となっている。危険物配管のように漏れの点検の規程があればいいのだが、水のため危

険物配管のようにはいかない。

- 点検が基準化されれば、義務が生じる。消火用屋外給水施設について、他用途との兼用はどんどんさせるべきなのではないか。兼用は常に点検をしていることと同じといえるのではないか。
 - 消火配管に繋がっていれば、水量等及び消火水量の確保の義務が生じる。ユーティリティーと石災法の消火用屋外給水施設の配管を兼用することは本来考えられていないことではないと思う。
 - 基本的には、ポンプの容量が違うので、屋外給水栓のポンプとユーティリティーのポンプは独立している。
 - 工業用水道施設の耐用年数が40年ということだが、どのような意味での耐用なのかもっと掘り下げてほしい。
 - 消火用屋外給水施設は、有事の際にとっても大事なものであり、水源が無いと消火の作戦が立てられない。
 - 適切な点検法を検討することとなると思うが、どこまで具体的な方法を検討するのか。現実的な方法で明確なガイドラインを示していただくと参考にしやすい。全体的な性能をどのようにチェックしていくかを考える必要がある。
- トータルとして、非常時に、自衛消防組織や公設消防組織がしっかりと活動ができるということが重要なポイントであると認識している。
- 消火用屋外給水施設の完成検査時に検査した方法で調べることができれば良いのではないか。そして、その配管がどの程度劣化してきたかということに結びつけば良いのではないか。全ての配管の検査を毎年行うのか、5年で全ての配管を網羅するように行うのかなどの検査方法は検討が必要だが、本検討会では検査を行うことは共通認識としてあると考える。
 - 流出油等防止堤等の目地部に隙間が生じた場合の応急措置について、作業時は周囲に可燃物があるような危険な状況下であるとした前提で有効策を考える必要がある。盛土の防止堤では、例えば堤防の決壊に備えた応急措置技術の応用は考えられないか。

(以 上)